

意見書案第8号

ウイグル人等の自由、基本的人権の尊重及び法の支配が
保障されるよう働きかけることを求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出い
たします。

令和3年12月9日

逗子市議会議長 丸山治章 殿

逗子市議会議員 加藤秀子



同 八木野太郎



同 田中英一郎



同 岩室年治



同 高野毅



同 松本寛



同 眞下政次



同 菊池俊一



(別紙)

ウイグル人等の自由、基本的人権の尊重及び法の支配が
保障されるよう働きかけることを求める意見書

中国政府によるウイグル人など少数民族への抑圧や香港での人権侵害が続いている。国際連合人権理事会は、中国政府に対して人権活動家の拘束をやめることや、ウイグル人等の少数民族の権利を守ることを求める勧告を採択している。中国政府は国際連合安全保障理事会の常任理事国という責任ある地位を占めるのであれば、これらの勧告をはじめ、国際社会の声に真摯に耳を傾け、新疆ウイグル自治区の人権状況について透明性のある説明をすべきである。また、香港の「一国二制度」、「高度な自治」という約束を守り、その人権状況を早急に改善すべきである。

人権は普遍的価値であり、国際社会の正当な関心事項であり、逗子市民も隣国での人権問題は関心と懸念を抱いている。

中国の人権侵害は、国連憲章と国際法の遵守を迫る国際世論を高め、外交的に包囲していくことが重要である。

よって、逗子市議会は国に対し、国際社会との連携の上、中国において、国際社会における普遍的価値である自由、基本的人権の尊重及び法の支配が保障されるよう働きかけることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月9日

逗子市議会